



2025年1月17日

各 位

会 社 名 麻生フオームクリート株式会社
代表者名 代表取締役社長 花岡 浩一
(コード番号 1730 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役人事総務部長 井上 喜博
(電話番号 044-422-2061)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月下旬頃を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することが必要になる場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年2月4日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日 2025年2月4日（火曜日）

(2) 公告日 2025年1月20日（月曜日）

(3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.asofoam.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び目的事項について

当社が2024年12月9日に公表した「当社の支配株主（親会社）の子会社である日特建設株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、日特建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、当社の主要株主である筆頭株主かつ親会社である株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）、麻生がその発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の主要株主かつ第2位株主である株式会社麻生地所（以下「麻生地所」といいます。）、及び麻生がその発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の第3位株主である麻生商事株式会社（以下、麻生、麻生地所と総称して「不応募予定株主」といいます。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者及び不応募予定株主の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、不応募予定株主の所有する当社株式を全て取得した上で、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売

渡請求」といいます。)する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募予定株主の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2025年3月下旬頃を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けの成立により、公開買付者及び不応募予定株主の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上